



島根県報

平成26年5月30日（金）

第2,601号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	（ 〃 ）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（食料安全推進課）	2
家畜伝染病の患畜の発生の届出	（ 〃 ）	3
保安林の指定	（森林整備課）	3
国土調査の指定	（用地対策課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	4

【特定調達公告】

「マップonしまね」（島根県統合型GIS）導入・運用業務に係る一般競争入札の実施	（用地対策課）	4
医用画像保存システム保守業務に係る随意契約の相手方等	（病院局）	7

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部）	7
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（ 〃 ）	11

告 示

島根県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ウエーブグリーンモール薬局	江津市嘉久志町2306-30 グリーンモール1階	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 5月 1日
まめな薬局	出雲市大津町1101-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 5月 1日
三隅さんさん薬局	浜田市三隅町三隅387-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 5月 7日

島根県告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成26年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーション live	A 松江市千鳥町71番地	松江市国屋町498-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 4月 1日

島根県告示第336号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
10245340107	京乃星（全和黒14558）	肉用牛 黒毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第337号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 5 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所 又は区域	発生日月	その他参考となる べき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	益田市	平成26年 5 月16日	ホルスタイン 県外導入牛

島根県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 5 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市島根町加賀字佐波5285、5285-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第339号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年 5 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成26年 5 月20日	出雲市	大山左岸①地区	告示の日から平成28年 3 月31日まで

島根県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年5月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

空口、玉造東、奥大谷、中大谷、原田、大谷下西、大谷下東、大谷下中、別所東、鳥ヶ崎、根尾、柳井、湯田、片匂、手結、福野、手結A、根連木、奥の谷、北講武、御津、田根、佐倉、来待大森、来待、菅原、大野A、横見、下倉、佐々布、小佐々布、佐々布西、魚瀬、鎌田、西の村、土居、殿山、上根尾、細原、秋谷、六坊、三谷、大倉、井神、下岡東、下岡西、大垣、名原、中の手、上寄、上岡、山中上、牛切、舞木、畑谷東、畑谷西、古曾志、布奈保、南平台、榎尻、枕木、川部、長海、井崎、下忌部一崎、大谷、大熊、熊山、槇山、忌部東、忌部、大芦別所、別所南、大芦、海鳥、垣の内、加賀別所、多古鼻、野波A、野井、野波西、野波B、瀬崎、野波、下意東A、下意東、東畑、奥組、内馬、青木、八雲別所、藤原、深原、秋奥、岩室、萱野、平原奥、畦石室、草谷、東岩坂、熊野、笠浦、千酌、片江(1)、小菅、木島、片江(2)、下宇部尾、惣津、雲津

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年5月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

「マップo nしまね」（島根県統合型GIS）導入・運用業務 一式

(2) 業務の内容

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成31年12月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の処置を受け、入札日においてその処置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会による「ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム: ISMS)」の認証を取得していること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会による「JISQ 15001 (プライバシーマーク)」の使用認定を取得していること。
- (8) 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)においてLGWAN-ASPサービス・アプリケーション及びコンテンツサービス・地理情報共有として登録されているサービスの提供者であること。
- (9) 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)の相互接続確認イベント成功申請登録番号を取得したパッケージソフトが導入できること。
- (10) 都道府県において、LGWAN-ASP方式による市町村共同利用型の統合型GISを2件以上導入した実績があり、当該システムがいずれも公告時において運用中であること。
- (11) 以下の資格を有する管理技術者を配置できること。
 - ア 国土交通省国土地理院が認定する「測量士」資格を有すること。
 - イ 公益社団法人日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」資格を有すること。
 - ウ 都道府県において、市町村共同利用型の統合型GISを導入し、管理技術者(プロジェクトリーダー)として運用業務の実績を有すること(業務実績は、直接自治体と契約した業務に限定する。)
 - エ ASP方式による統合型GISの運用業務の実績を有すること。
- (12) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書等を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部用地対策課土地審査・計画グループ
電話番号 0852-22-5897
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
公告の日から平成26年6月19日までの日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 確認書類の提出
本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。
 - ア 提出方法
持参又は郵送による。
 - イ 提出期限
平成26年6月20日 午後5時
 - ウ 提出場所
(1)の問合せ先
- (5) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。

イ 提出期限

平成26年7月10日 午前10時（ただし、郵送による場合は、平成26年7月9日午後5時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成26年7月10日午前9時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)の場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年7月10日 午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約の停止など

島根県知事に提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : The Geographic Information System for Shimane prefectural government, 1set.

(2) Date and time for Bidding : July 10, 2014 10:00 a.m. (Mail must arrive by 5:00 p.m. of July 9, 2014 at the latest)

(3) Division in charge : Land Policy Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government
8, Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan

TEL 0852-22-5897

FAX 0852-22-5690

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年 5月30日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 役務の名称及び数量

医用画像保存システム保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 3月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士フィルムメディカル株式会社中国地区営業本部 本部長 皆見 克彦
広島県広島市西区南観音六丁目12番27号

5 随意契約に係る契約金額

48,284,709円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成26年 5月30日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
-------	--------	------	---------

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成26年7月15日（火）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月22日、同月23日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成26年7月15日（火）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月18日は12：00まで、同月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成26年7月15日（火）から同月18日（金）まで及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月18日は12：00まで、同月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成26年7月15日（火）から同月18日（金）まで並びに同月23日（水）及び同月24日（木）	9：00～17：00 （7月18日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成26年7月18日（金）及び同月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～18：00 （7月18日は13：00～17：00、同月24日は17：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成26年7月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成26年7月22日（火）から同月24日（木）まで	9：00～17：00 （7月22日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	平成26年7月23日（水）及び同月24日（木）	9：00～17：00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期

間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-28-5575）に電話すること。

イ 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習1号	平成26年6月9日（月）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習2号	平成26年6月10日（火）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習3号	平成26年6月11日（水）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習4号	平成26年6月11日（水）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習1号	平成26年6月11日（水）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習2号	平成26年6月11日（水）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習3号	平成26年6月11日（水）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習4号	平成26年6月11日（水）から同月13日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(4) アの(4)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(4) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(7) アの(7)の予約を行い、又はイの(4)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことにはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(4)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

平成26年6月23日（月）から同月27日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(4) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

a 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(エ) 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の

午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成26年 5月30日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成26年 9月17日（水）午前9時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成26年10月22日（水）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成26年 9月17日（水）午前9時から正午まで	30人程度
	実技試験	平成26年10月 8日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。

	○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
--	--

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成26年 7 月 28 日（月）から同年 8 月 1 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 交通誘導警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当するものにあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のイに該当するものにあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

14,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0852-26-0110 内線 3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑

事) 課 (係) に行うこと。